

島根県自動車税納税通知書等の出力
及び封入封かん業務委託(令和8年度から令和9年度)

入札説明書

令和8年10月

島根県総務部税務課

入札説明書

島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和８年度から令和９年度）に係る電子入札による一般競争入札については、次のとおりとする。

なお、入札に関する手続きは、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行う。

また、やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、県の承認を得た後、書面で手続を行うこと。

１ 入札に付する事項

(1) 業務名

島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和８年度から令和９年度）

(2) 業務内容

島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和８年度から令和９年度）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約日の翌日～令和９年１０月３１日

(4) 納入期限

別添仕様書のとおり

(5) 納入場所及び数量

別添仕様書のとおり

２ 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「印刷製本（製造）」中分類「フォーム印刷」）に登録されている者であること。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等若しくは製造の請負の入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 機器、ソフトウェア等の使用方法のサポートや障害発生時・部品取替等に迅速に対応できる者で

あること。

- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けているものであること。
- (10) 島根県内において帳票出力及び封入封かんを行うことが出来る本社、支店又は営業所を有しており、突発的に生じた事態に対し、直ちに対応できる体制が整っていること。
- (11) 帳票出力及び封入封かん業務を2社以上で行う場合は、業務実施計画書（様式第3号）及び業務実施体制について（様式第4号）により業務実施体制を明確にしておくこと。
- (12) 電子調達システムにより入札説明書を取得している者又はこの入札に係る入札説明書の交付を受け、令和8年10月22日（木）午後5時までに入札参加資格確認申請書（様式第1号）を島根県総務部税務課納税係まで提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること

3 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認方法

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）とあわせて次の書類を電子調達システムにより提出して、資格の確認を受けること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行うこと。

- ① 島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和8年度から令和9年度）に係る提出書類一覧表（様式第2号）
- ② 業務実施計画書（様式第3号）
- ③ 業務実施体制について（様式第4号）
- ④ 委任状（様式第5号）（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）
- ⑤ 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒（書面により申請書等を提出した場合）
定形封筒（長型40号程度）に110円切手を貼付し、宛名を記入すること。

- (2) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法等

この入札に参加を希望する者は、令和8年10月22日（木）午後5時までに、入札参加資格申請書及び所定の提出資料を電子調達システムにより提出すること。なお、提出資料の電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるときは、県の承認を得た後、持参し、又は簡易書留により郵送すること。

なお、書面による申請が認められた者は、次により提出すること。

ア 提出期限

令和8年10月22日（木） 午後5時まで

イ 提出場所

〒690 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁1階

島根県総務部税務課 納税係

電話：0852-22-6830 FAX：0852-22-6038

- ① 入札参加資格確認申請書の提出部数は1部とする。
- ② 資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された書類は、返却しない。

④ 提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(4) 入札参加資格確認結果

入札参加資格結果は令和8年10月26日（月）午前11時までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

なお、書面により申請書を提出した者については、別途、書面により通知する。

4 入札保証金

- (1) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札者が見積った契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札書提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。（別添「入札保証金の取扱いについて」を参照）
- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項により、現金のほか、国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。
- (3) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
- (4) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属するものとする。
- (5) 入札保証金は、令和8年10月23日（金）午後3時までに島根県出納局審査指導課（島根県庁本庁舎1階）に納付すること。なお、納付にあたっては、総務部税務課納税係に対して、納付時期の前日までに電話で連絡すること。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年10月28日（水）午前9時から同月29日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和8年10月29日（木）午後2時30分

イ 場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁1階

島根県総務部税務課 納税係

電話番号 0852-22-6830 F A X 0852-22-6038

電子メール zeimu@pref.shimane.lg.jp

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月30日（金） 午前9時

イ 場所

5(2)イの場所

6 入札の方法等

(1) 入札の方法

① 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出すること。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出すること。

- ② 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もること。
- ③ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- ④ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札金額とする。
- ⑤ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 代理人による入札

- ① 代理人（受任者を除く。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札者の住所及び氏名又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所及び氏名を記入しておくとともに、入札開始時まで委任状（様式第5号）を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において、再度入札を行う。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

ウ 再度入札は2回までとし、次のとおり行う。

（ア）1回目の再度入札

a 電子調達システムによる入札の期間

令和8年10月30日（金） 午前9時30分から午前10時まで

b 書面による入札の日時及び場所

令和8年10月30日（金） 午前10時までに5(2)イへ持参すること。

c 開札の日時及び場所

令和8年10月30日（金） 午前10時に、5(2)イで行う。

（イ）2回目の再度入札

a 電子調達システムによる入札の期間

令和8年10月30日（金） 午前10時30分から午前11時まで

b 書面による入札の日時及び場所

令和8年10月30日（金） 午前11時までに5(2)イ持参すること

c 開札の日時及び場所

令和8年10月30日（金） 午前11時に5(2)イで行う。

(4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ引きにより落札者を決定する。ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定する。

落札者の決定通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

また、再度入札を行った場合でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格入札者と随意契約の交渉を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

(5) 入札の取り止め又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、当該入札を取り止め、又は延期することがある。

(6) 郵便入札

郵便による入札は認めない。

(7) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

(8) 入札の辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続を行うこと。

ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出すること。

イ 書面による入札の場合は、入札執行前にあつては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(9) 落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の2の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

(10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(11) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県総務部税務課に報告するとともに、警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(12) 入札参加者及び入札金額の公表

入札参加者及び入札金額については後日公表する。(不落の場合も含む。)

7 契約

(1) 契約条項

別添契約書(案)のとおりとする。

(2) 委託料の支払い方法（分割支払い）

令和9年度（2回）

- ・1回目 自動車税納税通知書（身体障害者等減免照会ハガキ、構造減免決定通知書、身体障害者減免対象車で一部納付額がある場合の納付書を含む）の納品（指定する郵便局への納品）完了後
- ・2回目 封入封かん後の自動車税差押予告通知書の納品（各県民センターへの納品）完了後

(3) 契約書の作成

- ① 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により14日以内に契約を締結するものとする。
- ② 地方自治法第234条第5項の規定により島根県知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。（別添「契約保証金の取扱いについて」を参照）

(5) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(6) 前払い

なし

8 質疑

- (1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、電子調達システム又は書面により提出すること。

(2) 提出期限

令和8年10月16日（金） 午後5時まで

- (3) 書面による 提出場所及び提出方法は、次のとおり。

ア 提出場所

5(2)イの場所

イ 提出方法

電子調達システムが利用できない場合は、郵送又はファックスにより提出すること。この場合、回答は書面により行うとともに入札情報サービス（PPI）に掲載する。

- (4) 提出のあった質疑については、令和8年10月21日（水）に、電子調達システムにより回答する。（この案件の入札公告及び入札説明書等をダウンロードされた入札情報サービスの入札予定情報に追加して掲載する。）

なお、やむを得ない事由により、電子調達システムで閲覧できない入札者については、書面により回答しますので、11(7)の問い合わせ先まで連絡してください。

9 紙入札参加承認願

- (1) 書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願を提出すること。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおり。

ア 提出期限

令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金） 午後 5 時まで

イ 提出場所

5(2)イ の場所

ウ 提出方法

持参又は簡易書留により郵送すること（提出期限必着）。

(3) 提出のあった承認願については、提出期限締め切り後に回答すること。

1 0 入札説明書添付書類

- ① 島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和 8 年度から令和 9 年度）仕様書
- ② 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- ③ 島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和 8 年度から令和 9 年度）に係る提出書類一覧表（様式第 2 号）
- ④ 業務実施計画書（様式第 3 号）
- ⑤ 業務実施体制について（様式第 4 号）
- ⑥ 委任状（様式第 5 号）
- ⑦ 入札書（様式第 6 号）
- ⑧ 入札書（代理人による場合）（様式第 6 号の 2）
- ⑨ 入札辞退届（様式第 7 号）
- ⑩ 紙入札参加承認願（様式第 8 号）
- ⑪ 島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和 8 年度から令和 9 年度）の入札に係る質疑票（様式第 8 号）
- ⑫ 入札書に関する注意事項
- ⑬ 入札書記載例
- ⑭ 入札保証金の取扱いについて
- ⑮ 契約保証金の取扱いについて
- ⑯ 島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和 8 年度から令和 9 年度）契約書（案）

1 1 その他

- (1) 業務上知り得た本県システム及び他のシステム等の非公開情報については、他の用途には利用せず、第三者等への譲渡、漏洩をしないこと。
- (2) 作業現場の安全管理については、労働安全衛生法及び労働基準法等関連法令に従い、労働災害防止に努めなければならない。
- (3) 施工中に設置場所の施設及び設備等に損害を与えた場合は、受注者の負担により早急に復旧しなければならない。
- (4) 機器の設置作業期間に必要な期間に現場責任者を常駐させること。
- (5) 電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 4 条第 1 項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録された IC カードが必要となる。詳細は、電子調達システムポータルサイトをご覧ください。

ください。

電子調達システムポータルサイトの URL (<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>)

- (6) 電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能がありますが、この機能は使用してはならない。

- (7) この入札に関する問合せ先は、次のとおり

島根県松江市殿町1番地 島根県庁1階

島根県総務部税務課 納税係 担当 古川

電話：0852-22-6830 FAX：0852-22-6038

電子メール： zeimu@pref.shimane.lg.jp